



相談室だより

NO.29(令和2年8月発行)

こんにちは医療福祉相談室です。

医療福祉相談室では、7名のPSW（精神保健福祉士）が患者様・ご家族様の様々なご相談やご質問をお受けしています。

生活の中で困ったことやご希望がございましたら私たち精神保健福祉士がお話をうかがいます。

患者様・ご家族様が抱える精神保健福祉に関する様々な「不安」や「心配ごと」を一緒に考えていきませんか？



生活保護制度について

「病気で入院したり、退職して預金などがなくなり、入院費の支払いや生活費の工面ができない」、「障害年金と作業所の工賃収入があるけど、生活が苦しい」……。このような場合の所得保障制度に生活保護制度があります。

今回は生活保護制度について皆さまからよくいただくご質問にお答えしたいと思います。

生活保護制度とは・・・資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。（支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。）

相談・申請窓口は・・・生活保護の相談・申請窓口は、現在お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当です。（和歌山市であれば市役所の生活支援課になります）

生活保護を受けるための要件等・・・生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提であり、扶養義務者の扶養は生活保護法による保護に優先します。つまりケースワーカーが保護の支給を受けたい人や世帯のこれまでの状況を調査して、どの程度生活に困っているのかを事前に確認してから生活保護の支給が必要かを判断するということです。

☆「いきなり生活保護担当窓口足に運ぶのはちょっと・・・」「もう少し詳しく知りたいな」と思われる方は、医療福祉相談室までお気軽にご相談ください。

生活困窮者自立支援制度について

表面で紹介した生活保護制度のほかに生活困窮者自立支援制度についても紹介させていただきます。

この制度は平成 27 年 4 月に始まったものですがあまりなじみがないかもしれません。

→生活に困っている方が対象というところは同じですが、位置づけとして生活保護の一手前の段階を指します。そのため、支援の内容も金銭の給付が主ではなく、生活全般の相談や個別での支援計画の作成などのフォロー体制の構築を行うことで困窮状態から早期に脱すること、相談者の自立に向けて、一人ひとりにあった計画を立てることを目的としています。

対象者：生活や仕事に不安や悩みを抱えておられる方。
生活保護をまだ受けていない方が対象となっています。

相談窓口：各都道府県、市町村に開設されている相談窓口。
(和歌山市の場合は市役所 社会福祉部 生活支援第 2 課 生活困窮者対策班)

支援内容： **自立相談支援事業**・・・生活に困りごとや不安を抱えている場合は、相談窓口にご相談ください。ご相談により、本人が抱える課題を把握し、具体的な支援プランを一緒に作成します。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、立てた支援プランに添ってその人の自立した生活や就労促進に向けた支援を行います。



住居確保給付金の支給・・・家賃相当額を支給します。離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。



*原則 3 か月、最大 9 か月分の家賃補助が受けられます。

*現在はコロナの流行もあり今年の 4 月から職業安定所への登録をしないといけなかった要件が外れて、申請がしやすくなりました。

就労準備支援事業・・・すぐに就労することが困難な方に、プログラムに沿って、一般就労に向けた生活習慣の確立、社会参加能力の形成、就労体験などの支援を実施します。また、就労訓練事業を使い、他機関と協力して就労の機会を提供するとともに必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、生活支援を行っていきます。



今回は生活保護、生活困窮者自立支援制度の紹介をさせていただきました。

今後もいろんな情報をお伝えしていきます。

皆さまからも「これってどうなっているのだろう」と思うことなどあれば、医療福祉相談室へお気軽にご相談ください。